

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

岩手県人事委員会

委員長 渡辺正和

岩手県人事委員会規則第5号

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当に関する規則（昭和33年岩手県人事委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(届出)</p> <p>第3条 職員は、新たに給与条例第29条第1項又は給与等条例第24条第1項の職員たる要件を具備するに至ったときは、通勤届又は電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって人事委員会が定めるものをいう。以下同じ。）により、その通勤の実情を速やかに任命権者に届け出なければならない。当該条項の職員たる要件を具備する職員が次の各号のいずれかに該当する場合についても、また同様とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃若しくは料金（以下「運賃等」という。）の額に変更があった場合</p> <p>(4) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(確認及び決定)</p> <p>第4条 任命権者は、職員から前条の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。）の提示を求める等の方法により確認し、その者が給与条例第29条第1項又は給与等条例第24条第1項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>第7条 給与条例第29条第2項第1号及び給与等条例第24条第2項第1号に規定する運賃等相当額（次項及び第7条の4第2号において「運賃等相当額」という。）は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があ</p>	<p>(届出)</p> <p>第3条 職員は、新たに給与条例第29条第1項又は給与等条例第24条第1項の職員たる要件を具備するに至ったときは、通勤届又は電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって人事委員会が定めるものをいう。以下同じ。）により、その通勤の実情を速やかに任命権者に届け出なければならない。当該条項の職員たる要件を具備する職員が次の各号のいずれかに該当する場合についても、また同様とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 住居、通勤経路、<u>通勤方法若しくは給与条例第29条第4項若しくは給与等条例第24条第4項に規定する駐車場（以下「駐車場」という。）</u>を変更し、<u>駐車場の利用を開始し、若しくは終了し、又は通勤のため負担する運賃等の額若しくは駐車場の料金</u>に変更があった場合</p> <p>(4) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(確認及び決定)</p> <p>第4条 任命権者は、職員から前条の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。）の提示<u>又は第8条の5第1項各号に掲げる駐車場たる要件を具備していること及び駐車場の料金を証明する書類の提出</u>を求める等の方法により確認し、その者が給与条例第29条第1項又は給与等条例第24条第1項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>第7条 給与条例第29条第2項第1号及び給与等条例第24条第2項第1号に規定する運賃等相当額（次項及び第7条の4第2号において「運賃等相当額」という。）は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があ</p>

るときは、その端数を切り捨てた額)とする。

(1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 通用期間が支給単位期間(給与条例第29条第7項及び給与等条例第24条第7項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。)である定期券の価額

(2)・(3) [略]

2 [略]

(併用者の区分及び支給額)

第7条の4 給与条例第29条第2項第3号に規定する同条第1項第3号に掲げる職員の区分及びこれに対応する同条第2項第3号に規定する通勤手当の額並びに給与等条例第24条第2項第3号に規定する同条第1項第3号に掲げる職員の区分及びこれに対応する同条第2項第3号に規定する通勤手当の額は、次に掲げるとおりとする。

(1) [略]

(2) 給与条例第29条第1項第3号又は給与等条例第24条第1項第3号に掲げる職員のうち、運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(普通交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額。以下「1箇月当たりの運賃等相当額等」という。)が前条の規定を適用した場合における額以上である職員(前号に掲げる職員を除く。)

給与条例第29条第2項第1号又は給与等条例第24条第2項第1号に定める額

(3) [略]

(新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当の額の算出の基準)

第8条の3 [略]

2 [略]

3 第7条(第1項第3号を除く。)の規定は、給与条例第29条第3項第1号及び給与等条例第24条第3項第1号に規定する特別料金等相当額(次条第4項において「特別料金等相当額」という。)の算出について準用する。この場合において、第7条第1項中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、同項第2号中「運賃等」とあるのは「特別料金等」と、同条第2項中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と読み替えるものとする。

るときは、その端数を切り捨てた額)とする。

(1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 通用期間が支給単位期間(給与条例第29条第8項及び給与等条例第24条第8項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。)である定期券の価額

(2)・(3) [略]

2 [略]

(併用者の区分及び支給額)

第7条の4 給与条例第29条第2項第3号に規定する同条第1項第3号に掲げる職員の区分及びこれに対応する同条第2項第3号に規定する通勤手当の額並びに給与等条例第24条第2項第3号に規定する同条第1項第3号に掲げる職員の区分及びこれに対応する同条第2項第3号に規定する通勤手当の額は、次に掲げるとおりとする。

(1) [略]

(2) 給与条例第29条第1項第3号又は給与等条例第24条第1項第3号に掲げる職員のうち、運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(普通交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額。以下「1箇月当たりの運賃等相当額等」という。)が前条の規定を適用した場合における額(駐車場を利用し、その料金を負担することを常例とする職員にあつては、その額に第8条の6に定める額を加算した額。次号において同じ。)以上である職員(前号に掲げる職員を除く。)

給与条例第29条第2項第1号又は給与等条例第24条第2項第1号に定める額

(3) [略]

(新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当の額の算出の基準)

第8条の3 [略]

2 [略]

3 第7条(第1項第3号を除く。)の規定は、給与条例第29条第3項第1号及び給与等条例第24条第3項第1号に規定する特別料金等相当額(第8条の7第4項において「特別料金等相当額」という。)の算出について準用する。この場合において、第7条第1項中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、同項第2号中「運賃等」とあるのは「特別料金等」と、同条第2項中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と読み替えるものとする。

(駐車場に係る通勤手当が支給される職員)

第8条の4 給与条例第29条第4項及び給与等条例第24条第4

項に規定する人事委員会規則で定める職員は、第7条の4第2号に掲げる職員以外の職員とする。

(駐車場)

第8条の5 給与条例第29条第4項及び給与等条例第24条第4項の人事委員会規則で定める駐車場は、自動車等の駐車のための施設であって、その所在地及び利用形態が次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(1) 勤務公署の周辺又は第4条の規定により決定し、若しくは改定する手当額の基礎となる経路若しくはこれに準ずるものとして人事委員会が定める経路上にある交通機関の駅、停留所等の周辺にある施設であること。

(2) 職員が自転車を駐車するために使用する施設(自転車以外の自動車等の駐車のための部分と、自転車の駐車のための部分が同一の施設にある場合は、当該自転車の駐車のための部分に限る。)でないこと。

(3) その利用について職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)若しくは給与条例第27条第2項若しくは給与等条例第22条第2項に規定する扶養親族に料金を支払うこととなる施設又はこれに準ずるものとして人事委員会が定める施設でないこと。

2 前項各号に掲げる要件を満たさない場合であって、自動車等の駐車のための施設の状況、職員の事情等により、駐車場に係る通勤手当を支給しないことが著しく不相当であると人事委員会が認めるときは、同項の規定にかかわらず、人事委員会が別に定める要件とする。

(駐車場に係る通勤手当の額)

第8条の6 給与条例第29条第4項及び給与等条例第24条第4項に規定する人事委員会規則で定める額は、1箇月当たりの駐車場の料金に相当する額として次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(その額が5,000円を超える場合にあっては、5,000円)とする。

(1) 一の駐車場を利用する場合 次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額  
ア 月を単位として駐車場の料金が定められている場合  
当該料金の額

イ 駐車場の料金を定める期間(月又は年によって定めた期間に限る。)が2以上の月にわたる場合 当該料金の額をそのわたる月の数で除して得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 人事委員会が定める額

(支給日等)

第8条の4 [略]

2・3 [略]

4 給与条例第29条第5項及び給与等条例第24条第5項の人事委員会規則で定める通勤手当は、1箇月当たりの運賃等相当額等（第7条の4第3号に掲げる職員に係るものを除く。）及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額（第9条の2第2項において「1箇月当たりの通勤手当算基礎額」という。）が150,000円を超えるときにおける通勤手当とし、給与条例第29条第5項及び給与等条例第24条第5項の人事委員会規則で定める期間は、その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間とする。

(返納の事由及び額等)

第9条の2 給与条例第29条第6項及び給与等条例第24条第6項の人事委員会規則で定める事由は、通勤手当（1箇月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

(1) [略]

(2) 通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があったことにより、通勤手当の額が改定される場合

(3)・(4) [略]

2 給与条例第29条第6項及び給与等条例第24条第6項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)・(2) [略]

3 給与条例第29条第6項及び給与等条例第24条第6項の規定により職員に前項に定める額を返納させる場合において、その者の返納に係る通勤手当の給与の歳出予算科目と事由発生日の翌月以降に支給される給与の歳出予算科目が同一であるときは、当該給与から当該額を差し引くことができる。

(支給単位期間)

第9条の3 給与条例第29条第7項及び給与等条例第24条第7項に規定する人事委員会規則で定める期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(2) 2以上の駐車場を利用する場合 それぞれの駐車場について前号アからウまでに定める額を合計した額

(支給日等)

第8条の7 [略]

2・3 [略]

4 給与条例第29条第6項及び給与等条例第24条第6項の人事委員会規則で定める通勤手当は、1箇月当たりの運賃等相当額等（第7条の4第3号に掲げる職員に係るものを除く。）、第7条の3に定める額（第7条の4第2号に掲げる職員に係るものを除く。）及び前条に定める額の合計額（第9条の2第2項において「1箇月当たりの通勤手当算基礎額」という。）が150,000円を超えるときにおける通勤手当とし、給与条例第29条第6項及び給与等条例第24条第6項の人事委員会規則で定める期間は、その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間とする。

(返納の事由及び額等)

第9条の2 給与条例第29条第7項及び給与等条例第24条第7項の人事委員会規則で定める事由は、通勤手当（1箇月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

(1) [略]

(2) 通勤経路、通勤方法若しくは駐車場を変更し、駐車場の利用を開始し、若しくは終了し、又は通勤のため負担する運賃等の額若しくは駐車場の料金に変更があったことにより、通勤手当の額が改定される場合

(3)・(4) [略]

2 給与条例第29条第7項及び給与等条例第24条第7項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)・(2) [略]

3 給与条例第29条第7項及び給与等条例第24条第7項の規定により職員に前項に定める額を返納させる場合において、その者の返納に係る通勤手当の給与の歳出予算科目と事由発生日の翌月以降に支給される給与の歳出予算科目が同一であるときは、当該給与から当該額を差し引くことができる。

(支給単位期間)

第9条の3 給与条例第29条第8項及び給与等条例第24条第8項に規定する人事委員会規則で定める期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1)～(3) [略]	(1)～(3) [略]
2 [略]	2 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前から駐車場（一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和7年岩手県条例第70号）第2条（表2の項の改正部分に限る。）の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年岩手県条例第48号。以下「改正後給与条例」という。）第29条第4項及び市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（令和7年岩手県条例第71号）第2条（表2の項の改正部分に限る。）の規定による改正後の市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和28年岩手県条例第49号。以下「改正後給与等条例」という。）第24条第4項に規定する駐車場をいう。）を利用している職員であって、引き続き当該駐車場を利用することにより同日において改正後給与条例第29条第4項又は改正後給与等条例第24条第4項の職員たる要件を具備するに至った者は、この規則による改正後の通勤手当に関する規則第3条の規定の例により、その実情を届け出なければならない。